

唐津市業務委託最低制限価格制度事務処理要綱

平成 29 年 3 月 17 日

唐津市告示第 59 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、唐津市が発注する業務委託（建設工事に伴う測量、設計、調査等の業務委託を除く。以下「業務」という。）の競争入札において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項及び唐津市財務規則（平成 17 年規則第 41 号）第 96 条第 3 項に規定する最低制限価格の算出方法を定めるとともに、最低制限価格制度の適正な実施のために必要な事項を定めるものとする。

(適用の対象業務)

第 2 条 最低制限価格制度は、競争入札により業務の請負契約を締結しようとする場合において、予定価格が 500 万円以上の業務に適用する。ただし、業務の履行を確保するために特に必要があると認める場合は、予定価格が 500 万円未満の業務についても適用できるものとする。

(最低制限価格の算定方法)

第 3 条 最低制限価格は、予定価格に 100 分の 78 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）とする。

(指名通知等への記載)

第 4 条 市長は、競争入札において最低制限価格を設ける場合は、当該入札に係る指名通知等に最低制限価格を設定している旨を記載しなければならない。

(補則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に指名を行う競争入札から適用する。